

この「お知らせ」は、平成31年2月18日付、事務担当者様宛に送付したものです。

任意継続被保険者に係る標準報酬月額改定について

当健康保険組合の全被保険者の報酬月額を平均した額が平成30年9月末で380千円になりましたので、平成31年4月1日以降に任意継続を希望し資格取得される方の標準報酬月額の上限は下記のとおり、月額380千円に変わります。

任意継続被保険者の保険料については退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額と比較していずれか低い月額で決定されます。

今後ご退職される方がいらっしゃいましたら、ご周知していただくようお願いします。

記

標準報酬月額を改定する年月 平成31年4月

改定後

改定前

標準報酬月額 380千円

標準報酬月額 360千円

一般保険料額 34,960円

一般保険料額 33,120円

※ 介護保険料額 6,080円

※ 介護保険料額 5,760円

(※介護保険料は、40才以上～65才未満の方が該当されます)